

令和5年3月3日

事業主及びご担当者様

東京都家具健康保険組合

健康保険制度の改正について(お知らせ)

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和5年2月1日に公布され、下記の事項については、令和5年4月1日より施行されますので、その改正内容についてお知らせいたします。

【出産育児一時金の支給額について】

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者又は被扶養者が出産したときは、健康保険法等に基づく保険給付として出産育児一時金等が支給されます。

令和5年4月からの支給額については、国の少子化対策の一環として、現行の40.8万円から48.8万円に引き上げられます。

※令和5年4月1日以降の出産より適用となります。

※産科医療補償制度に加入する分娩機関での出産に係る加算額：1.2万円

●現行：総額42万円（40.8万円+1.2万円）

●改正後：総額50万円（48.8万円+1.2万円）